

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 緊急事態措置を実施すべき期間（4月25日～5月11日）
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ（特措法第45条第1項）

○ 不要不急の外出※は自粛すること

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

○ 不要不急の都道府県間移動は自粛すること

○ 路上、公園等における集団での飲酒はしないこと（特措法第24条第9項に基づく）

- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 特に、20時以降の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること